



会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号15号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号16号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号16号を朗読）

（説明）当該地は倉見農用地区域の2筆で現況は畑です。

当該地につきましては、それぞれ平成25年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については5年間でございます。

借り手は過去にも当該地で実績があり、フォークリフト、トラクター、ポット詰め機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。私から説明します。

会 長：先日事務局と現地調査に行ってきました。十二天交差点付近の農地で、貸しては、子が相続しており農地を貸して花壇苗を栽培していました。借り手は過去にも実績がありますので問題ないと思います。

会 長：続いて、北部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：先日事務局と現地調査に行ってきました。ハウスを含めて6反ほどの広い敷地で、規模が大きいのので営農継続は可能です。よくやっていると思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号16号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、日程第3、特定農地貸付承認申請について、議案番号17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号17号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山の北側農業振興地域内農用地の2筆です。所有者は高齢のため耕作することが難しいため市民農園を開設し、シルバー人材センターを管理者として定め、町民に市民農園の貸し出しを行いたいということです。適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を寒川町と締結済みであり、特定農地貸付規定も承認申請書に添付されております。特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件を満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため私も現地調査を行いましたので私から報告します。

会 長：先日事務局と現地確認をしました。申請地は道路と目久尻川の間にある2筆で、他の農用地の効率的利用を妨げるものではありませんでした。以上

でございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり承認書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第4、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号18号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の会長と事務局で2筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長: 続いて、地区担当農業委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

対象地は、温室と水田の2筆で全て耕作していることを確認しました。以上でございます。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号19号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の6番と事務局で5筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長: 続いて、地区担当農業委員の6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため私も現地調査を行いましたので私から報告します。

会 長: 対象地は自宅敷地内にある温室とかき畑、露地野菜の畑でいずれも耕作していることを確認しました。以上でございます。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号20号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号20号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の7番と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会長：続いて、地区担当農業委員の7番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：先日事務局と現地調査をしました。4筆全て耕作していることを確認しました。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号21号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で11筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会長：続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番：先日事務局と現地調査を行いました。前筆確認しましたが、全て耕作しており、きれいに管理していました。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号67号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号68号から73号の6件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号74号から75号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号67～75号を朗読)(説明)

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。<br/> (特になし)<br/> 会 長：では、以上をもって、平成30年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会<br/> いたします。</p> |
| 資 料 | 1. 平成30年第5回定例総会議案及び位置図   |

議事録署名人 三留 豊正 議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、平成30年6月26日、承認・署名を得て確定しました。